

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例【概要版】

(条例の一部改正に伴う修正箇所は、赤字で表記)

1 条例名	茨城県イノシシ、ツキノワグマ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例
2 目的 (第1条)	○県民の生活圏に出現する野生鳥獣による被害の防止対策に関し、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、被害の防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の安全・安心な生活の確保及び農林水産業をはじめとする地域の産業の健全な発展に資すること。
3 定義 (第2条)	○指定野生鳥獣：イノシシ、ツキノワグマ、アライグマ、キョン、ニホンジカ、ハクビシンその他規則で定めるもの ○指定野生鳥獣関係団体：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第18条の5第2項第1号の認定鳥獣捕獲等事業者その他の指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する取組を行う団体
4 県の責務 (第3条)	○指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策（法第7条の2第1項の第二種特定鳥獣管理計画を含む。）の策定、実施 ○市町村が実施する施策への必要な支援（法第34条の5第1項の応援を含む。）
5 各主体の役割 (第4～6条)	○市町村：地域の実情に応じて被害の防止対策に関する施策の実施 ○県民 ・指定野生鳥獣の習性に関する理解の深化、県・市町村の施策への協力 ・指定野生鳥獣等を発見したときは安全確保のために必要な措置の実施・市町村その他の関係機関へ速やかな通報 ○指定野生鳥獣関係団体：人材の育成、情報発信その他の被害の防止対策に資する取組・県及び市町村が実施する施策への協力
6 施策の推進（第7条）	
(※)本条例の特徴的な規定	
(1)生息状況調査等及び被害防止対策の推進(第1号)	(2)情報収集及び県民への周知徹底(第2号)
○指定野生鳥獣の生息数その他の生息状況に関する調査及び指定野生鳥獣による被害状況等の把握並びにこれらの結果に基づく効果的な被害の防止対策の推進（※）	○県民の指定野生鳥獣の習性の理解に資する情報の収集及び県民への周知徹底
(3)被害防止に資する知識等の普及啓発(第3号)	(4)捕獲等をする者の確保及び研修の充実(第4号)
○指定野生鳥獣による人の生命又は身体に対する危害及び財産への被害の防止に資する知識等の普及啓発	○指定野生鳥獣について法第34条の2第2項の緊急銃猟その他の捕獲等をする者の確保並びに指定野生鳥獣の捕獲等をする者に対する専門的な知識の習得及び技術の維持又は向上のための研修の充実
(5)捕獲等をする者の経済的負担の軽減(第5号)	(6)報奨制度等の整備(第6号)
○指定野生鳥獣の捕獲等をする者の経済的負担の軽減（※）	○指定野生鳥獣の捕獲等を促進するための報奨制度等の整備（※）
(7)被害防止対策に携わる者の育成等(第7号)	(8)情報通信技術等の活用及び調査研究の推進(第8号)
○指定野生鳥獣による被害の防止対策に携わる者の育成及び資質の向上	○指定野生鳥獣による被害の防止対策に資する情報通信技術、人工知能関連技術、無人航空機その他の先端的な技術の活用及び調査研究の推進
(9)適正な処理の促進(第9号)	(10)加工その他の有効活用の促進(第10号)
○捕獲等をした指定野生鳥獣の適正な処理（次号の有効活用に伴うものを除く。）を図るための対策の推進（※）	○捕獲等をした指定野生鳥獣の食品としての加工その他の有効活用の促進（※）
(11)捕獲等に起因する事故の防止(第11号)	(12)観光客その他関係者の安全確保等(第12号)
○指定野生鳥獣の捕獲等に起因する事故の防止	○観光地、観光施設又は観光若しくは地域の振興を目的とする催しを開催する場所に指定野生鳥獣が出現するおそれがある場合における観光客その他関係者の安全の確保及び必要な情報の提供（※）
7 関係者との連携 (第8条)	○県は、前条に規定する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国及び関係都道府県との連携を図るとともに、当該施策の実施に当たっては、県、市町村、指定野生鳥獣関係団体、指定野生鳥獣による被害の防止対策に関して専門的な識見を有する者、農林水産業者、観光事業者その他の関係者により構成される協議会等を活用し、これらの関係者との連携及び協力の確保を図る。
8 その他	○年次報告（第9条）・財政上の措置（第10条）
9 施行日	○施行日：公布の日

茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例の 一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

議員提案により制定された「茨城県イノシシ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例」（以下「条例」という。）については、平成 30 年 3 月の制定から 8 年が経過しており、その間にツキノワグマ、キョン、ニホンジカ等条例制定当時には、想定されていなかった野生鳥獣が新たに県内に侵入し定着する恐れが生じていることから、当該野生鳥獣による被害の防止対策を推進するため、所要の改正をするもの

2 改正の内容

（１）題名

「茨城県イノシシ、ツキノワグマ等野生鳥獣による被害の防止対策に関する条例」とする。

本県においては、イノシシによる農作物被害、人身被害が続いており、イノシシによる被害の防止が重要であることに変わりはない。一方で、新たな野生鳥獣としてツキノワグマ、キョン、ニホンジカが県内へ侵入するに至っており、中でもツキノワグマは、人の生命身体に対する危害のおそれが高いことから県民への危害を防ぐために改正を行ったことを明確にするため、イノシシに加えてツキノワグマを野生鳥獣の例示として条例の題名に追加

（２）前文

新たに被害の防止対策が必要な野生鳥獣を定義に追加するに当たり、当該野生鳥獣を定義に加えるべき理由（立法事実）となる記載を追加

（３）目的（第 1 条）関係

「指定野生鳥獣」の定義にツキノワグマ、アライグマ、キョン及びニホンジカを加えるに当たり、「イノシシ等野生鳥獣」との記載を「県民の生活圏に出現する野生鳥獣」というより総合的な記載に改正。「出現」の文言は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）の表現に合わせたもの。また、目的として、県民の安全・安心な生活の確保を最優先とするため、並び順を入れ替えることとし、農林水産業に限らず、地域の産業の健全な発展に資することを目的とするため、表記を「農林水産業をはじめとする地域の産業」と修正

（４）定義（第 2 条）関係

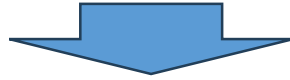
ア 第 1 項

「指定野生鳥獣」の定義にツキノワグマ、アライグマ、キョン及びニホンジカを加える。

野生鳥獣を列挙する順番については、人の生命身体に対する危害のおそれが高いイノシシ及びツキノワグマを最初に記載し、その後ろにそれ以外の野生鳥獣を列挙

することとする。また、それぞれの括りの中で五十音順に列挙する。なお、その他の野生鳥獣についても、被害状況等に応じて必要が認められれば、機動的に規則で定めることを執行部に求めていく。

この条例において「指定野生鳥獣」とは、イノシシ、ハクビシンその他・・・規則で定めるものをいう。



この条例において「指定野生鳥獣」とは、イノシシ、ツキノワグマ、アライグマ、キョン、ニホンジカ、ハクビシンその他・・・規則で定めるものをいう。

イ 第2項

指定野生鳥獣関係団体の定義を明確にするため改正。なお、本県における法第18条の5第2項第1号の認定鳥獣捕獲等事業者は、現時点で、一般社団法人茨城県猟友会を含め4団体となっており、一般社団法人茨城県猟友会が指定野生鳥獣関係団体に当たることも明確になる。

(5) 県の責務（第3条）関係

県が策定し、実施する指定野生鳥獣による被害の防止対策に関する総合的な施策に、法に基づく第二種特定鳥獣管理計画を含むことを明記し、法令に基づく計画と整合を図りながら、条例の施策の推進を求めるもの

また、第2項では、県の責務として、市町村長が緊急銃猟を行うときに必要な応援を明記しており、市町村長からの求めがあったときには、緊急銃猟への支援を適切に行うことを求めるもの

(6) 県民の役割（第5条）関係

ア 第1項

指定野生鳥獣の「特性」に関する理解を「習性」に関する理解に改正する。より適切な表現へ改めるもの

イ 第2項

ツキノワグマ等の野生鳥獣を発見したとき、身の安全を確保した上で、行政等への通報に協力をお願いする規定を新設する。その趣旨は、野生鳥獣、とりわけツキノワグマなどは、発見時の対応が極めて重要であることから、まずは自分や周囲の安全を確保し、その上で速やかに関係機関へ情報提供してもらうことをお願いすることで、行政や関係機関だけでは把握しきれない事案についても早期に認識し、迅速な対応につなげることを意図している。

(7) 施策の推進（第7条）関係

ア 生息状況調査等及び被害防止対策の推進（第1号）

状況に応じた効果的な被害の防止対策を推進するためには、生息数等の調査と被害状況等の把握が重要となることから、その旨を明記

イ 情報収集及び県民への周知徹底（第2号）

「習性」については、同上、情報に係る改正については、単なる提供にとどまらず周知を徹底してもらいたいことからその旨を明記

ウ 被害防止に資する知識等の普及啓発（第 3 号）

ツキノワグマは「生命」に対する危害のおそれも強いことから「生命」を追加

エ 捕獲等をする者の確保及び研修の充実（第 4 号）

緊急銃猟を含む捕獲等をする者の確保、育成が重要であるという観点から改正

オ 捕獲等をする者の経済的負担の軽減（第 5 号）

緊急銃猟を含む捕獲等をする者の確保、育成を進めるに当たり、経済的負担の軽減が必要であることから新設

カ 報奨制度等の整備（第 6 号）

捕獲等を促進するために新設

キ 情報通信技術等の活用及び調査研究の推進（第 8 号）

生成 A I やドローンなど先端的な技術の活用を推進するために改正

ク 適正な処理の促進（第 9 号）

捕獲等をした指定野生鳥獣の死骸等についての適正な処理を促進するために新設

ケ 加工その他の有効活用の促進（第 10 号）

捕獲等をした指定野生鳥獣について、食肉等としての有効活用を促進するために改正

コ 捕獲等に起因する事故の防止（第 11 号）

文言の整理

サ 観光客その他関係者の安全確保等（第 12 号）

観光や地域の振興に係る影響を防止、軽減するための施策が必要であることから新設

（8）関係者との連携（第 8 条）関係

ツキノワグマ、キョン、ニホンジカなどの野生鳥獣は、県境を跨いで侵入してくることから、本県への定着を防ぐには、隣接県との連携を図ることが必要であること及び被害対策に当たっては、既に当該野生鳥獣が定着し対策をとっている都道府県と連携して施策を推進することが必要となることから、表記を修正

また、農林水産業や観光に関する事業の関係者との連携、協力を図るため、農林水産業者、観光事業者その他の関係者に係る記載を追加

（9）財政上の措置（第 10 条）関係

執行部に対し、必要な財政上の措置を求める意思を議会として明確に示すため表記の修正。「財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」→「財政上の措置を講ずるものとする」

3 施行期日

公布の日